

企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を指定する件（平成五年大蔵省告示第七十号）

【最終改正：平成十五年十二月二十二日（金融庁告示第五十七号）】

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第九条の五に規定する格付を次のように指定し、平成五年四月一日から適用する。

- | | | |
|---|--------------|--|
| 一 | 指定格付機関
格付 | 株式会社格付投資情報センター
a・1 + a・1 a・2 |
| 二 | 指定格付機関
格付 | 株式会社日本格付研究所
c・1 + c・1 c・2 |
| 三 | 指定格付機関
格付 | ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
p・1 p・2 |
| 四 | 指定格付機関
格付 | スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
a・1 + a・1 a・2 |
| 五 | 指定格付機関
格付 | フィッチレーティングスリミテッド
m・1 + m・1 m・2 |